ケアセンターゆきあい（居宅介護、重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

第１条　株式会社ゆきあい（以下「事業者」という。）が設置するケアセンターゆきあい（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、重度訪問介護（以下「指定重度訪問介護」という。）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図る。

（運営の方針）

第２条　事業所は、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定に配慮し、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

２　事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

３　事業所は、精神障害により行動上著しい困難を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

４　指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

５　指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

６　前五項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）、および及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「基準省令」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）ケアセンターゆきあい

（２）兵庫県尼崎市下坂部 3-18-3　ｶｻﾍﾞﾙﾃﾞｲｹﾀﾞ Ⅰ-205-A

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
（１） 管理者　１名（常勤職員）
（２） 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
（２）サービス提供責任者　１名以上
サービス提供責任者は、次の業務を行うものとする。
（ア）利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画」、）を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあっては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあっては「重度訪問介護計画書」という。）を作成し、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書を交付するものとする。
（イ）居宅介護計画、重度訪問介護計画、（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行うものとする。
（ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
（エ）利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めるものとする。
（３）従業者　３名以上
従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たるものとする。

（営業日及び営業時間等）
第６条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。
（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 31 日から１月３日までを除くものとする。
（２）営業時間　午前９時から午後６時までとする。
（３）サービス提供日　年中無休
（４）サービス提供時間　24 時間
２　前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
３　サービスの提供にあたっては、第１項の（３）及び（４）に関わらず、利用者からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）
第７条　指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）
（２）精神障害者（18 歳未満の者を除く）
（３）難病患者等（18 歳未満の者を除く）

２　指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
（１）身体障害者（18 歳未満の者を除く）

（指定居宅介護等の内容）

第８条　事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

（１）居宅介護計画等の作成

（２）身体介護に関する内容

ア　食事の介護

イ　排せつの介護

ウ　衣類着脱の介護

エ　入浴の介護

オ　身体の清拭、洗髪

カ　通院等介助（（３）の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）

キ　その他必要な身体の介護

（３）通院等のための乗車又は降車の介助

通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。

（４）家事援助に関する内容

ア　調理

イ　衣類の洗濯、補修

ウ　住居等の掃除、整理整頓

エ　生活必需品の買い物

オ　関係機関との連絡

カ　その他必要な家事

（５）重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

（６）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（２）から（５）に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

（利用者から受領する費用の額等）

第９条　指定居宅介護等を提供した際には、利用者（利用者が児童の場合にあってはその保護者。以下、障害者又は障害児の保護者を「利用者等」という。）から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない場合、利用者等から法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。

３　第 11 条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（１）事業所から片道３キロメートル未満　500 円

（２）事業所から片道３キロメートル以上　1,000 円

４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支

払った利用者等に対し交付するものとする。

6　利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用日の前日の営業日までに連絡するものとし、当日のキャンセルは、次のキャンセル料を徴収する。

但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とする。

(1)　サービス利用の前日の営業日、営業時間内まで無料とする。

但し、サービス提供日が月曜日の場合は、金曜日の営業時間内までとする。

(2)　前日営業日の営業時間終了後・・・基本料金の 10%とする。

(3)　訪問時不在の場合　　・・・基本料金の 20%とする。

（利用者負担額等に係る管理）

第１０条　事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第１１条　通常の事業の実施地域は、尼崎市の全域とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第１２条　現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3　指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4　指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第１３条　提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2　提供した指定居宅介護等に関し、法令の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文章その他の物件の提供若しくは定治の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

第１５条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をするものとする。

（３）従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じるものとする。

（４）事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行うものとする。

（５）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（６）事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（７）虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定するものとする。

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第１６条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2　事業所は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。

（２） 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
（３） 事業所において、従業者に対し、感染症等の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（業務継続計画の策定等）
第１７条　事業所は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメントに関する措置）
第１８条　事業所は、適切な指定居宅介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（暴力団の排除）
第１９条　事業所の代表者及び管理者は、暴力団員等と密接な関係を有することなく、又、事業所の運営について暴力団等の支配を受けない。

（運営内容の評価及び結果の公表）
第２０条　事業所は、その運営状況の内容について評価を行い、その結果を公表するように努める。

（その他運営に関する重要事項）
第２１条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内
（２）継続研修　年２回
２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　事業所は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から５年間保存するものとする。
４　事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和６年 12 月１日から施行する。